

第25回総会 議事録

総会開会時刻 令和4年7月28日（木曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

（農業委員の出席）

3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹	5番 金西 章	6番 栗本 謙二
8番 豊田 泉朱	9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子
13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄	15番 船越 康博	17番 森 博之
18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣		

（農業委員の欠席者）

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	7番 廣田 由美	12番 増井 道宏
16番 關 藤子			

（農地利用最適化推進委員の出席）

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	5区 宮田 芳和	6区 庄野 敏彦	6区 橋本 春男
7区 小松 晃	7区 徳山 守	8区 内多 泰美	9区 岡崎 勢一
9区 吉積 幸二	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博	

（農地利用最適化推進委員の欠席者）

5区 辻 義徳

（出席者）

局長 横山 篤 次長 日野 恵 書記 吉田 浩章

議案

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農用地利用集積計画案審議について
- 議案第3号 非農地証明願いについて

議案外

- 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 報告第3号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第25回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、8番 豊田 泉朱 委員、18番 高井 トミエ 委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、1番 一柳 泰徳 委員、2番 竹内 信行 委員、7番 廣田 由美 委員、12番 増井道宏 委員、16番 關 藤子 委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は、2件、2筆です。

【議案朗読省略】

議長（青木会長）

整理番号1番について事務局は、審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番の申請内容について説明いたします。

転用目的は、工事作業員用駐車場の一時転用でございます。

賃借人は美馬市にて土木建設を営んでいる事業所で、このたび四国横断自動車道の業務を受注いたしました。工事現場近くで作業員用の駐車場を探していたところ、工事現場に隣接する申請地所有者である賃貸人と話がまとまり、このたび作業員用駐車場の設置を目的とする、農地法第5条に基づく一時転用の許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域ではありますが農用地区域外の農地であり、いわゆる白地です。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地の為、第2種農地と判断されます。

また、〇〇土地改良区からは一時転用について差しさわりのない旨の意見書が提出されております。

なお、賃貸人と賃借人との間で申請地に対し土地賃貸借契約が交わされており、その写しが提出されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、高速道路の建設が進んでいることから、住宅地等での状況と大きく変わっており、現在の申請地の状況は高速道路建設用地と隣接しています。駐車場として利用する際は、工事現場である南東側から出入りすることとし、土地の造成については切土や盛土はせず、現状の農地の上に浸水性のあるシートを敷き、その上に砕石を敷設します。進入路以外の隣地境界については、申請地の北側、西側にて稲作が行われておりますが、境界には畔があり、砕石の敷設はこの畔より低い位置までとすることで周辺農地への被害は考えにくいとされています。

なお、転用、使用時には十分注意をするが、何か問題が生じたときは転用者が責任をもって対処するとのことです。

原状回復にあたっては転用期間内にこれら砕石とシートを取り除くこととしますが、転用期間が令和5年3月末までを予定していることから、作付けは令和6年4月からとなる予定です。

排水については、浸水性のあるシートを使用することから雨水については地下浸透とし、用途が駐車場であることから、給排水設備は設けないとしていることから水路等への排水はございません。

なお、申請地北側には鉄塔があり送電線が付されていることから、登記事項証明書には地役権が設定されていますが、地役権を有する〇〇から本件転用に対する同意書の提出がされています。

転用を行うために必要な資力については、金融機関の残高証明書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、整理番号1番は許可やむを得ないと考えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

5番 金西 委員

工事現場のそばになるので、常の日はなかなか現場まで行けなかったんです。それで、日曜日に行ってみたら現場まで行けたので確認してきました。

特に問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番について事務局は、審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

転用目的は、駐車場でございます。

譲受人は、申請地に隣接する『〇〇子ども園』を運営する『〇〇〇〇』です。ここは未就学児が利用する幼保連携型認定こども園であることから保護者等の送迎が欠かすことができない施設となります。現在、施設の正面及び東側に駐車場がございますが、正面駐車場は6台程度の駐車スペースしかなく、東側駐車場は職員の駐車場を兼ねており、また、道路を横断する必要があることから乳幼児の移動には危険が伴っていたことから、申請地所有者に駐車場用地として譲渡をお願いしたところ、承諾が得られたため、このたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内の農地ですが、過去に除外済みのため白地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない宅地に囲まれた小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。

また、申請地はいずれの土地改良区にも属していないことから、意見書を添付することができない旨の上申書が提出されており、また、苦情や紛争等が生じた場合は一切処理するとされています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接する土地については西側のみ農地と隣接しています。申請地の駐車スペースに碎石を敷設いたしますが、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を施工し、この擁壁より10cm程度低く敷設することから、この隣接農地に対して迷惑をかけることはないものと思われま

す。また、転用目的が露天駐車場であることから、排水設備の設置は行わず、雨水については地下浸透といたします。

なお、申請地の地下には〇〇が通っていることから、登記事項証明書にも地役権が設定されておりますが、〇〇からは駐車場に転用することへの同意が得られることとなっております。

転用を行うために必要な資力については、金融機関の残高証明書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、整理番号2番については許可やむを得ないと考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当が私でありますので、説明させていただきます。

こども園の駐車場がないということで、県道のちょうど端になっておって、お母さん方が入るのにちょうどいいだろうということで、そこを買うということなので、何も問題ございません。

よろしく願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、申請総数は、6件、18筆です。

【議案朗読省略】

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

次ページの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第2号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第2号については、可決と認めます。

引き続き、議案第3号「非農地証明願について」、事務局より説明をお願いいたします

事務局（局長）

議案書の6ページをお開きください。

議案第3号「非農地証明願について」、申請件数は1件、1筆です。

【議案朗読省略】

議長（青木会長）

整理番号1番について事務局は、審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番について説明させていただきます。

平成11年4月21日付けの国土地理院の航空写真及び令和4年6月22日に現地へ赴いた結果、申請地にコンクリート作りの車庫及び家屋を確認いたしております。

整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過していることから、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当及び周辺地区担当である森委員、關委員、里村推進委員には事前にご確認をいただいております。

以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の森委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

17 番 森 委員

現地確認をいたしました但、事務局から説明のあったように、もうすでに宅地となっておりますので何も問題ないと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はござひませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第3号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 利用権設定に係る権利の合意解約による消滅について

議案外について事務局より報告をお願ひします。

事務局（次長）

議案書の7ページをお開きください。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

【議案朗読省略】

整理番号1番について、ご説明いたします。

田1筆、683㎡、転用目的、住宅用地、所有権移転での5条届出になります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を發出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」、届出件数3件、3筆です。

【議案朗読省略】

それぞれ、賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の記名、押印がされ、提出されております。

事務局（次長）

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

報告第3号「利用権設定に係る権利の合意解約による消滅について」、申出件数3件、3筆です。

【議案朗読省略】

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により申出を受理しました。なお、詳細については10ページに記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の予定でございましたが、都合により取り下げとなりました。

事務局より経緯の説明をお願いします。

事務局（次長）

その他案件「立江・櫛淵圃場整備地区の農地区分について」は、市のまちづくり推進課からの依頼により、この地区の農地区分について農業委員会の見解をご協議いただく予定でございました。

予定では、本日まちづくり推進課の職員より協議の趣旨についてご説明いただくこととなっておりますが、県等の関係機関との調整がつかなかったため、いったん依頼を取り下げさせていただきたいとの申し出がございました。

今後、関係機関との調整がつかましたら、改めてお願いしたいとのことです。

以上です。

議長（青木会長）

関係機関との調整がつかましたら改めて協議をお願いしたいとのことですので、委員の皆様、その際は、よろしく願いいたします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

総会終了 午後1時48分

議事録署名委員

8番 豊田 泉朱 委員

18番 高井 トミエ 委員